

内閣参質第五号

昭和二十五年十二月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員兼右傳一君提出早期全面講和と主權の恢復に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員兼岩岩傳一君提出の早期全面講和と主権の恢復に關する質問に対する答弁書

二

- 一、連合国の共同宣言はわが国の関知しないところである。早期に全面講和ができるならば、それが最も望ましいことは当然であるが、いかなる場合においても、全面講和でなければならぬとは考へない。
- 二、主権が完全に回復されることは何人も望むところである。